

(5) 転換社債型新株予約権付社債の権利行使により取得した株式の負債の利子

24—11 削除

【解説】

配当所得の計算において、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子（一定のものを除く。）でその年中に支払うものがある場合には、当該配当等の収入金額から、その支払う負債の利子の額のうちその年においてその元本を有していた期間に対応する部分の金額の合計額を控除することとされている（所法 24②）。

転換社債型新株予約権付社債は、利子所得を生ずべき元本であり、配当所得を生ずべき元本ではないが、新株予約権の行使をした後は、配当所得を生ずべき元本となる。

旧商法では、株式の配当金を計算する場合に、その発行人の定款の定めによって、新株予約権の権利行使のあった日の属する事業年度又はその直前の事業年度の終了の日において当該権利行使があったものとして計算できることとされていた（旧商法 280ノ20②十一）。

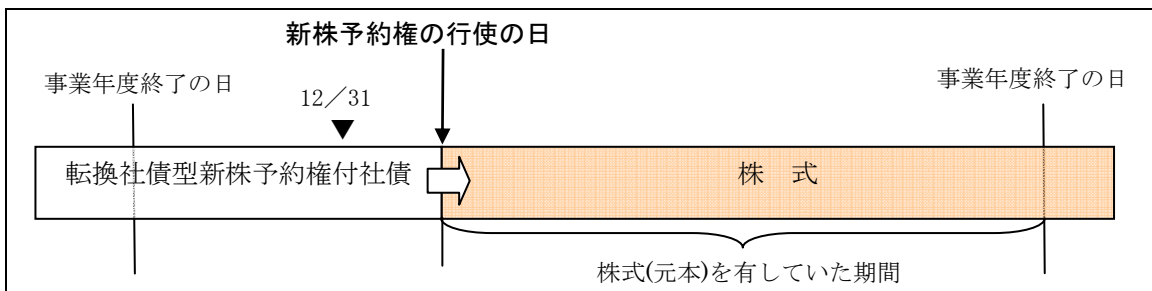
改正前の本通達は、転換社債型新株予約権付社債の権利行使により取得した株式の負債の利子について、当該旧商法に準じた取扱いを示したものの。

【改正の趣旨等】

会社法では、剰余金の配当は、配当の支払に係る基準日における株主の有する株式の数（剰余金の配当に関して内容の異なる種類株式を発行している場合は、種類株式ごとに各種類株式の数）に応じて配当財産を割り当てることとされ（会社法 454①二、③）、上記の旧商法の取扱いに関する規定が設けられていないことから、本通達を削除した。

【参考】

○ 所得税法第 24 条第 2 項の規定



○ 旧商法の規定に基づいた税務上の取扱い（改正前所基通 24—11）

